

西野 勝一郎

(署名)

八千鶴を冠するやうに之へゆる人選出せり。其人皆當 条文書

(押捺印)

八千鶴を冠するやうに之へゆる人選出せり。其人皆當 条文書

(押捺印)

## 一般社団法人おしかパブリックサービス

# 定 款

新規開拓のための新規事業 (6)

業界の活性化 (5)

業界の守備又は業界の運営 (6)

業界の運営の本調査、分析、草案の提出等 (6)

業界と十國の連携、政策、企划、実際の各種活動等 (5)

業界の運営又は運営のセミナー講演 (8)

各種の出版小冊等品目等の出版 (6)

講義や函授事業 (6)

業界と十國の連携又は運営のセミナー講演 (10)

(過去の書類)

新規開拓のための新規事業 (6)

(新規開拓のための新規事業 (6))

新規開拓のための新規事業 (6)

(新規開拓のための新規事業 (6))

新規開拓のための新規事業 (6)

(新規開拓のための新規事業 (6))

新規開拓のための新規事業 (6)

(新規開拓のための新規事業 (6))

員長・常務

(委員会委員会)

田の新規開拓のための新規事業 (6) (新規開拓のための新規事業 (6))

新規開拓のための新規事業 (6) (新規開拓のための新規事業 (6))

(過去の書類)

新規開拓のための新規事業 (6) (新規開拓のための新規事業 (6))

新規開拓のための新規事業 (6) (新規開拓のための新規事業 (6))

新規開拓のための新規事業 (6) (新規開拓のための新規事業 (6))

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人おしかパブリックサービスと称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を宮城県石巻市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、牡鹿半島地域において生活環境の維持向上及び地場産業の振興等に関するサービスを総合的に提供することをもって、社員相互の利益を図るとともに、牡鹿半島地域の暮らしやすいまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 公営乗合バスの車両管理及び運転業務又は運行業務
- (2) 学校給食の運搬業務
- (3) 家庭ごみ等の収集及び運搬業務
- (4) 労働者派遣事業
- (5) 地域公共施設の管理業務又は保守清掃業務
- (6) 道路その他用地の除草、刈払い、支障木の伐採等の業務
- (7) 地場産品等の開発、生産、紹介、販売、研究等に関する事業
- (8) 捕鯨に関する広報活動及び情報提供事業
- (9) 観光おみやげ品等取扱小売店の経営
- (10) 観光案内所の運営
- (11) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、事務所の掲示場に掲示することをもって行う。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第6条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日まで返還しない。

2 基金拠出者が他の者に基金返還請求権の全部又は一部を譲渡するには、社員総会の承認を受けなければならない。

(基金返還の手続)

第7条 基金拠出者（前条第2項の規定により基金返還請求権の譲渡を受けた者を含む。）が拠出した基金の返還を請求するには、決算期前1か月以前に書面で請求するものとする。

2 基金の返還は、定時社員総会の普通決議によって行う。

## 第2章 社員

(入社資格と手続)

第8条 当法人の社員は、牡鹿半島地域に事務所又は事業所を置き、かつ、第4条の事業の円滑な実施に關係のある者及び地方自治に関する十分な経験と識見を有する者をもって構成する。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得なければならぬ。

(経費の負担)

第9条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負うものとする。

2 既納付の経費については、その理由の如何を問わず、返還しないものとする。

(退社)

第10条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月前までに当法人に対して退社の予告を行うものとする。

2 前項の場合のほか、社員は次に掲げる事由により退社する。

(1) 総社員の同意

- (2) 死亡又は解散
- (3) 除名
- (除名)

第11条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、又は当法人の目的に反するような行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したときは、社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

第12条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した名簿を作成する。  
(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第13条 社員の氏名及び住所は、次のとおりとする。

宮城県石巻市日が丘一丁目1番1号  
宮城県石巻市  
宮城県石巻市鮎川浜十八成道3番地  
鮎川商工業 株式会社  
宮城県石巻市鮎川浜湊川36番地1  
有限会社 鮎川観光タクシー  
宮城県石巻市長渡浜根組41番地の2  
中村 隆造

### 第3章 役員及び職員

(役員)

第14条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 2人以上6人以内
- (2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長とする。

3 理事と監事は、兼任することができない。

(役員の選任)

第15条 理事及び監事は、当法人の社員の中から社員総会で選任する。ただし、監事について必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 理事長は、理事の互選により選任する。

(任期)

第16条 理事の任期は、就任後2年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結のときまでとし、監事の任期は、就任後4年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結のときまでとする。

2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

3 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(代表理事)

第17条 理事長は、当法人を代表する理事（以下「代表理事」という。）とする。  
(役員の職務)

第18条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 理事長は、当法人の業務を総理する。
- (2) 理事は、理事長を補佐し、必要に応じて理事長の職務を代行する。
- (3) 理事は、理事会を構成し、当法人の業務を円滑に執行する。
- (4) 監事は、一般法人法に定める職務を行う。

(理事会)

第19条 理事會は、次の事項を審議決定する。

- (1) 定款施行細則その他規則等の制定及び改廃
- (2) 社員総会の招集決定
- (3) 入社の承認
- (4) 事務局長その他職員の任免の承認
- (5) 前各号のほか、理事長が付議した事項  
(理事会の開催)

第 20 条 理事会は理事長が招集し、議長には理事長が当たる。

2 理事会の議事については、議事録を作り、議長及び出席理事 1 人以上が署名又は記名押印することを要する。

(監事の出席)

第 21 条 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決権はない。  
(役員報酬)

第 22 条 役員の報酬は、社員総会の決議をもって定める。  
(職員)

第 23 条 当法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 事務局長は、理事長の命を受けて当法人の運営に関する権限を有する職員として置かれる。

3 その他の職員は、上司の命を受けて当法人の事務を掌る。

4 事務局長及びその他の職員は、理事会の決議を経て、理事長が任免する。

#### 第 4 章 社員総会

(社員総会)

第 24 条 当法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎年 5 月にこれを開催し、臨時総会は、必要に応じて開催するものとする。

(開催地)

第 25 条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催するものとする。  
(招集)

第 26 条 社員総会は、理事会の決定に基づき理事長が招集するものとする。  
(議決の方法)

第 27 条 社員総会の議決は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを決する。

(議決権)

第 28 条 各社員は、各 1 個の議決権を有する。  
(議長)

第 29 条 社員総会の議長は、その社員総会において、出席した理事の中から選出する。  
(議事録)

第 30 条 社員総会の議事については、議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印することを要する。

#### 第 5 章 計算

(事業年度)

第 31 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。  
(計算書類)

第 32 条 理事長は、毎事業年度、次に掲げる書類及び附属明細書を作成して、定時社員総会に提出し、第 3 号の書類についてはその内容を報告し、第 1 号、第 2 号及び第 4 号の書類については承認を求めなければならない。

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益計算書
- (3) 事業報告書
- (4) 貸借対照表及び損益計算書の付属明細書

## 第6章 解散及び清算

(解散)

第33条 当法人の解散は、総社員の議決権の4分の3以上の賛成を得た社員総会の決議によらなければならない。

(清算方法)

第34条 当法人の解散の場合における保有財産の処分方法は、社員総会の決議をもってこれを定める。ただし、一般法人法の規定により、理事又はその選任した者において清算することを妨げない。

2 清算人の選任及び解任は、社員総会の決議をもってこれを決する。

(残余財産の帰属)

第35条 当法人の残余財産の帰属は、社員総会の決議によりこれを定める。

## 第7章 附則

(最初の事業年度)

第36条 当法人の最初の事業年度は、当法人設立の日から平成17年3月31日までとする。

(最初の理事及び監事の任期)

第37条 当法人の最初の理事及び監事の任期は、就任後1年内の最終の事業年度に関する定期社員総会の終結のときまでとする。

(規定外事項)

第38条 この定款に規定のない事項は、一般法人法その他の法令の定めによるほか、この定款の施行について必要な細則を、理事会の決議を経て理事長が定める。

以上、一般社団法人おしかパブリックサービスを設立するため、この定款を作成し、社員がこれに記名押印する。

平成21年5月26日

社員 宮城県石巻市日が丘一丁目1番1号  
宮城県石巻市長 亀山 紘

社員 宮城県石巻市鮎川浜十八成道3番地  
鮎川商工業 株式会社  
代表取締役 伊藤 稔

社員 宮城県石巻市鮎川浜湊川36番地1  
有限会社 鮎川観光タクシー  
代表取締役 川田 靖夫

社員 宮城県石巻市長渡浜根組41番地の2  
中村 隆造

## 附 則

この定款は平成21年5月26日定期社員総会において承認され、平成21年4月1日から施行する。

## 役員名簿

平成28年4月1日現在

No.	役職名	氏名	住所	年齢	常勤・非常勤	就任年月日
1	代表理事理事長	川田靖夫	石巻市鮎川浜松下1-6	73	常勤	H26.5.22
2	理事	中村隆造	石巻市長渡浜根組41-2	77	非常勤	H26.5.23
3	監事	伊藤 稔	石巻市鮎川浜熊野10-1	78	非常勤	H24.5.29